

資料編

1 環境に関する統計データ

大気

■ 一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項目	単位	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間98%値】	ppm	0.021	0.027	0.025	0.022	0.024	0.060 以下 (千葉県環境目標: 0.040 以下)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.002	0.003	0.004	0.003	0.001	0.040 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m ³	0.042	0.042	0.044	0.042	0.038	0.100 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数】	日	54	75	68	59	61	0.06ppm 以下
印西地域 光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	回	0	5	1	2	0	備考参照

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令 (印西地域:印西市、我孫子市、白井市、栄町)

注意報:0.12ppm 以上、警報:0.24ppm 以上、重大緊急報:0.40ppm 以上

資料:千葉県「令和2年度大気環境常時測定結果」

水質

■ 河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
亀成川 (亀成橋～ 亀成会館 前) 【B 類型】	水素イオン濃度	-	7.6	7.6	7.8	7.6	7.7	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.3	1.8	2.0	2.5	2.0	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.2	7.2	8.5	8.0	8.4	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	6	5	5	6	6	25 以下
	全窒素	mg/L	1.96	1.83	1.79	1.68	1.82	-
	全りん	mg/L	0.054	0.052	0.058	0.051	0.055	-
弁天川 (中央公民 館前)	水素イオン濃度	-	8.3	8.2	8.8	8.1	8.5	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.3	4.4	6.6	5.5	5.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.3	10.0	9.9	9.2	8.4	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	22	24	24	22	22	25 以下
	全窒素	mg/L	2.06	1.76	1.84	1.81	1.86	-
	全りん	mg/L	0.139	0.127	0.156	0.121	0.133	-
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	-	7.7	7.7	7.8	7.4	7.8	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.5	2.2	1.9	1.1	2.0	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.0	8.7	9.2	8.3	9.1	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	16	16	16	13	13	25 以下
	全窒素	mg/L	2.82	2.46	2.63	2.21	2.44	-
	全りん	mg/L	0.099	0.085	0.112	0.077	0.084	-

備考 1) 弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。 資料:環境保全課
備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75%値、その他の項目は年平均値である。

■ 河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度	-	7.6	7.6	7.7	7.5	7.5	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.9	1.3	1.1	0.9	0.9	2 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.9	8.6	8.6	8.1	8.7	7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	14	9	8	14	10	25 以下
	全窒素	mg/L	1.71	1.56	1.88	1.56	1.60	-
	全りん	mg/L	0.075	0.056	0.077	0.085	0.047	-
師戸川 (草深) 【B 類型】	水素イオン濃度	-	6.9	7.0	7.2	7.2	7.2	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.4	6.8	6.4	7.7	6.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.8	5.3	4.6	4.9	5.0	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	15	8	14	18	17	25 以下
	全窒素	mg/L	3.32	5.11	7.34	5.18	3.75	-
	全りん	mg/L	0.204	0.449	0.988	0.533	0.359	-
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	-	8.0	8.0	8.1	8.0	8.1	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.3	2.9	3.9	3.8	2.9	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.8	9.1	7.9	9.7	9.2	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	15	16	15	15	15	25 以下
	全窒素	mg/L	2.20	2.46	2.87	2.32	2.42	-
	全りん	mg/L	0.101	0.126	0.225	0.112	0.130	-
松虫川 (境田橋)	水素イオン濃度	-	7.8	7.8	8.1	7.8	7.9	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.9	2.8	3.2	2.0	2.9	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.9	9.6	10.8	9.6	10.2	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	27	11	29	23	15	25 以下
	全窒素	mg/L	1.89	2.29	1.60	1.27	1.24	-
	全りん	mg/L	0.133	0.077	0.109	0.092	0.068	-

備考 1) 戸神川、松虫川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75% 値、その他の項目は年平均値である。

資料：環境保全課

■ 河川（利根川水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	-	8.0	7.7	8.1	7.8	7.8	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.5	7.9	5.3	7.2	10.0	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10.6	9.3	10.6	10.2	10.0	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	14	11	9	9	13	25 以下
	全窒素	mg/L	1.40	1.42	1.19	1.19	1.12	-
	全りん	mg/L	0.117	0.108	0.102	0.087	0.122	-
長門川 (埜原機場 脇~JR 成 田線鉄橋 下)	水素イオン濃度	-	8.1	7.7	8.3	7.9	8.0	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	5.5	3.5	4.5	3.4	4.2	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10.4	8.5	10.4	9.1	8.4	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	27	14	21	32	21	25 以下
	全窒素	mg/L	1.73	1.66	1.25	1.55	1.25	-
	全りん	mg/L	0.118	0.095	0.112	0.115	0.091	-

備考 1) 将監川、長門川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75% 値、その他の項目は年平均値である。

資料: 環境保全課

■ 湖沼

単位: mg/L

湖沼名	分析項目	H28	H29	H30	R1	R2	環境基準	
印旛沼 (上水道取 水口下) 【A 類型】 【Ⅲ類型】	化学的 酸素 要求量 (COD)	【年間 75% 値】	12	13	15	14	12	3 以下
		【年平均値】	11	11	12	11	10	-
	全窒素 【年平均値】		2.6	2.3	2.2	2.8	3.0	0.4 以下
	全りん 【年平均値】		0.14	0.14	0.16	0.15	0.14	0.03 以下
手賀沼 (手賀沼 中央) 【B 類型】 【V 類型】	化学的 酸素 要求量 (COD)	【年間 75% 値】	10	9.7	10	10	11	5 以下
		【年平均値】	8.6	8.6	9.2	8.9	10	-
	全窒素 【年平均値】		2.2	2.1	2.1	2.3	2.3	1 以下
	全りん 【年平均値】		0.15	0.15	0.16	0.15	0.17	0.1 以下

資料: 千葉県「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地盤沈下

単位:mm/年

標石 番号	所 在	変動量				
		H28	H29	H30	R1	R2
10878	大森 3968-8 地先(個人宅付近)*	-4.9	-0.3	-1.3	+4.1	-1.6
10879	大森 3178 (個人宅)	-5.9	+0.6	-0.8	+3.3	+0.3
10880	浦部 386-8 (浦部駐在所)*	-6.9	+1.7	-0.7	+3.7	+1.4
2986	平岡 218 (重量検問所)	-5.4	-2.6	-1.9	+4.0	-3.3
2987	本埜小林 68 (フルハウス付近)*	-5.1	-2.0	+0.9	+3.2	-3.2
IM-2	瀬戸 1844-2 (老人ホーム)	-6.8	-3.5	+2.5	-0.1	-4.5
IM-3	美瀬 1-25 (ふれあいセンターいんば)*	-8.1	-2.4	+0.0	+1.6	-7.4
IM-4	松虫 516 (いんば学舎)*	-8.8	-2.0	+0.6	+0.8	-6.2
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	-6.2	-1.0	-2.2	+2.5	-1.9
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	-4.8	-0.4	-1.2	+3.5	-1.8
IZ-3	大森7 (習志野カントリークラブ)	-4.2	+0.1	-0.3	+2.6	-1.0
IZ-4	船尾 1449 (船穂中学校)	-3.5	-0.2	-0.5	+3.4	-1.3
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	-4.7	+0.5	+0.5	+2.6	-1.7
IZ-10	武西 148-1 (安養寺)*	-4.0	0.0	-0.4	+3.3	-2.4
Mo-1	笠神 1745 (給食センター)*	-6.7	-0.3	-0.3	-1.7	-11.9
Mo-2	笠神 781 (消防小屋)	-6.2	-0.8	+1.4	+2.6	-3.1
Mo-3	中根 855-2 (料亭まるみや)*	-8.5	-2.5	-0.1	+1.0	-4.8
Mo-4	安食ト杭 196-1 (安食ト杭青年館)	-8.0	-4.4	-0.7	+1.1	-0.7

備考 1) 変動量の値は前年値からの変動量を記載した。

備考 2) *印は平成 29 年の見直しにより、所在名が変更になった地点である。

資料:千葉県「水準測量成果表」

騒音

■ 道路交通騒音

単位：dB

測定年度	地点名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H28	一般国道 464 号 原山二丁目地先 【A 地域】	69	63	70	65
	県道船橋印西線 内野二丁目地先 【A 地域】	70	64	70	65
	県道千葉ニュータウン南環状線 西の原二丁目地先 【B 地域】	64	55	70	65
	市道 00-032 号線 武西学園台一丁目地先 【A 地域】	60	51	70	65
	市道 27-009 号線 中央南二丁目地先 【C 地域】	56	48	70	65
H29	一般国道 356 号 木下東三丁目地先 【A 地域】	62	60	70	65
	一般国道 356 号 木下南二丁目地先 【B 地域】	70	66	70	65
	県道千葉竜ヶ崎線 木下東一丁目地先 【A 地域】	60	58	70	65
	市道 00-023 号線 西の原一丁目地先 【A 地域】	63	57	70	65
	市道 00-027 号線 原二丁目地先 【A 地域】	59	52	70	65
H30	一般国道 464 号 舞姫一丁目地先 【A 地域】	65	59	70	65
	県道千葉ニュータウン南環状線 内野二丁目地先 【A 地域】	63	56	70	65
	県道八千代宗像線 岩戸地先	67	59	70	65
	県道千葉ニュータウン北環状線 大塚二丁目地先 【B 地域】	64	55	70	65
	市道 2201 号線 舞姫二丁目地先 【B 地域】	62	55	70	65
R1	一般国道 356 号 安食卜杭地先	71	66	70	65
	千葉臼井印西線 造谷地先	68	61	70	65
	千葉臼井印西線 滝野一丁目地先 【A 地域】	66	60	70	65
	佐倉印西線 竜腹寺地先	68	63	70	65
	印西印旛線 笠神地先	65	60	70	65
R2	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地先 【A 地域】	68	62	70	65
	市川印西線 大森地先	70	64	70	65
	柏印西線 発作地先	72	64	70	65
	市道 00-016 戸神台一丁目地先 【A 地域】	63	53	70	65
	市道 27-004 中央南一丁目地先 【C 地域】	54	50	70	65

備考 1) 平成 28～令和 2 年度は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。
幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

備考 2) 道路交通騒音に係る環境基準の地域類型

A 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

資料：環境保全課

ダイオキシン類

■ 大気

単位: pg-TEQ/m³

地点名	ダイオキシン類濃度 平均値					環境基準
	H28	H29	H30	R1	R2	
印西市役所屋上	0.046	0.037	0.061	0.016	0.035	0.60 以下
印旛公民館	-	0.028	-	0.016	-	
本埜支所	0.055	-	0.053	-	0.026	
印西高花測定局	0.044	0.039	0.059	0.034	0.066	

資料: 環境保全課

■ クリーンセンターの排気口

単位: ng-TEQ/ Nm³

地点名	ダイオキシン類濃度 平均値					排出基準
	H28	H29	H30	R1	R2	
印西クリーンセンター1号炉	0.135	0.023	0.017	0.035	0.041	1 以下
〃 2号炉	0.075	0.046	0.050	0.118	0.022	
〃 3号炉	0.007	0.013	0.072	0.115	0.040	

備考) 3号炉については、「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が 0.5ng-TEQ/N m³と定められている。

資料: 印西地区環境整備事業組合

苦情受付件数

単位:件

年 度	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H28	27	3	0	21	0	0	8	49	108
H29	36	3	0	6	1	0	4	52	102
H30	40	0	0	10	2	0	3	66	121
R1	44	5	0	23	7	0	7	96	182
R2	53	5	0	16	5	0	8	87	174

資料:環境保全課

廃棄物

項 目	単位	H28	H29	H30	R1	R2	印西市ごみ減量化 計画目標値
1人1日当たり ごみの排出量	g	875	863	864	877	884	696
総資源化率	%	19.3	18.8	18.1	17.6	17.8	30

資料:クリーン推進課

ごみ処理の状況

項 目		単位	H28	H29	H30	R1	R2	
平均人口		人	96,796	98,731	100,647	103,013	105,228	
排 出 量	一 般 家 庭	可 燃	t	16,616.78	16,842.24	17,113.61	17,918.01	18,810.03
		不 燃	t	565.78	567.87	558.79	609.26	637.32
		粗 大	t	1,235.60	1,187.43	1,296.77	1,427.12	1,401.44
		資 源	t	6,002.61	5,862.65	5,792.10	5,864.49	6,091.59
		計	t	24,420.77	24,460.19	24,761.27	25,818.88	26,940.38
	事業系ごみ	t	6,668.47	6,755.78	7,234.58	7,500.79	7,274.13	
	合 計	t	31,089.24	31,215.97	31,995.85	33,319.67	34,214.51	
1人1日当たりの排出量		g	875	863	864	877	884	

資料:クリーン推進課

し尿処理の状況

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	単位					
生し尿	t	674	555	524	697	556
浄化槽汚泥	kL	7,148	7,100	7,708	7,871	8,085
総収集量	kL	7,822	7,655	8,232	8,568	8,641
非水洗化世帯数	世帯	7,208	6,945	7,578	7,760	7,779
非水洗化人口	人	18,807	17,699	18,853	18,906	18,891

資料: クリーン推進課 環境保全課

不法投棄物の発生件数

単位: 件

廃棄物の種類	H28	H29	H30	R1	R2
家具	7	15	20	18	21
家電製品	36	36	31	43	52
引越ごみ	7	6	5	1	2
建設廃材	4	7	3	8	5
家屋廃材	4	5	13	12	9
家庭ごみ	15	18	42	30	65
自動車	0	0	0	0	0
自動車部品	2	5	1	2	0
タイヤ	9	5	14	12	10
残土	1	0	0	0	0
ガラ類	2	0	3	2	4
タタミ	0	0	0	1	0
草木類	0	2	1	3	8
塗料缶類	0	5	6	1	4
廃プラ類	0	2	2	4	3
その他	4	20	18	12	2
合計	91	126	159	149	185

備考) 不法投棄箇所に複数の廃棄物が投棄されているため、内訳と合計数は一致しません。

資料: クリーン推進課

放射線量測定結果

単位: $\mu\text{Sv/h}$

No.	施設名	平成 23 年 6 月 14 日～6 月 15 日				令和 3 年 1 月 4 日～2 月 28 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
1	木下小学校	H23.6.15	0.264	0.246	0.251	R3.1.22	0.060	0.058	0.046
2	小林小学校	H23.6.15	0.511	0.401	0.425	R3.1.27	0.047	0.057	0.049
3	大森小学校	H23.6.14	0.232	0.228	0.234	R3.1.14	0.071	0.071	0.046
4	船穂小学校	H23.6.14	0.265	0.265	0.269	R3.1.14	0.066	0.055	0.058
5	旧永治小学校	H23.6.14	0.388	0.340	0.364	R3.1.25	0.051	0.058	0.066
6	木刈小学校	H23.6.14	0.325	0.316	0.338	R3.2.1	0.046	0.039	0.038
7	内野小学校	H23.6.14	0.171	0.160	0.160	R3.2.8	0.057	0.062	0.060
8	原山小学校	H23.6.14	0.209	0.213	0.217	R3.1.14	0.072	0.070	0.069
9	小林北小学校	H23.6.15	0.294	0.366	0.343	R3.1.27	0.071	0.076	0.067
10	小倉台小学校	H23.6.14	0.500	0.431	0.386	R3.1.14	0.053	0.070	0.060
11	高花小学校	H23.6.14	0.225	0.224	0.224	R3.1.22	0.069	0.063	0.068
12	西の原小学校	H23.6.14	0.221	0.192	0.191	R3.2.12	0.041	0.038	0.032
13	原小学校	H23.6.14	0.239	0.242	0.268	R3.1.20	0.061	0.057	0.063
14	六合小学校	H23.6.15	0.424	0.392	0.371	R3.1.27	0.056	0.057	0.060
15	旧宗像小学校	H23.6.15	0.142	0.132	0.130	R3.1.25	0.050	0.057	0.067
16	平賀小学校	H23.6.15	0.180	0.192	0.176	R3.1.21	0.071	0.049	0.051
17	いには野小学校	H23.6.15	0.151	0.128	0.138	R3.1.25	0.046	0.048	0.048
18	本笠小学校	H23.6.15	0.449	0.315	0.284	R3.1.25	0.040	0.034	0.041
19	旧本笠第二小学校	H23.6.15	0.185	0.241	0.267	R3.1.25	0.075	0.080	0.074
20	滝野小学校	H23.6.15	0.199	0.207	0.195	R3.1.25	0.055	0.058	0.051
21	牧の原小学校	—	—	—	—	R3.2.12	0.073	0.075	0.065
22	印西中学校	H23.6.14	0.280	0.319	0.358	R3.1.22	0.049	0.052	0.051
23	船穂中学校	H23.6.14	0.304	0.274	0.272	R3.1.22	0.050	0.057	0.047
24	木刈中学校	H23.6.14	0.329	0.302	0.275	R3.1.14	0.054	0.053	0.050
25	小林中学校	H23.6.15	0.367	0.371	0.340	R3.1.26	0.043	0.051	0.042
26	原山中学校	H23.6.14	0.286	0.248	0.253	R3.1.28	0.040	0.046	0.041
27	西の原中学校	H23.6.14	0.253	0.285	0.284	R3.2.12	0.038	0.036	0.035
28	印旛中学校	H23.6.15	0.186	0.189	0.222	R3.1.25	0.038	0.044	0.051
29	本笠中学校	H23.6.15	0.285	0.326	0.326	R3.1.27	0.115	0.104	0.093
30	滝野中学校	H23.6.15	0.227	0.230	0.214	R3.1.25	0.035	0.043	0.038

備考) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料: 環境保全課

単位: μ Sv/h

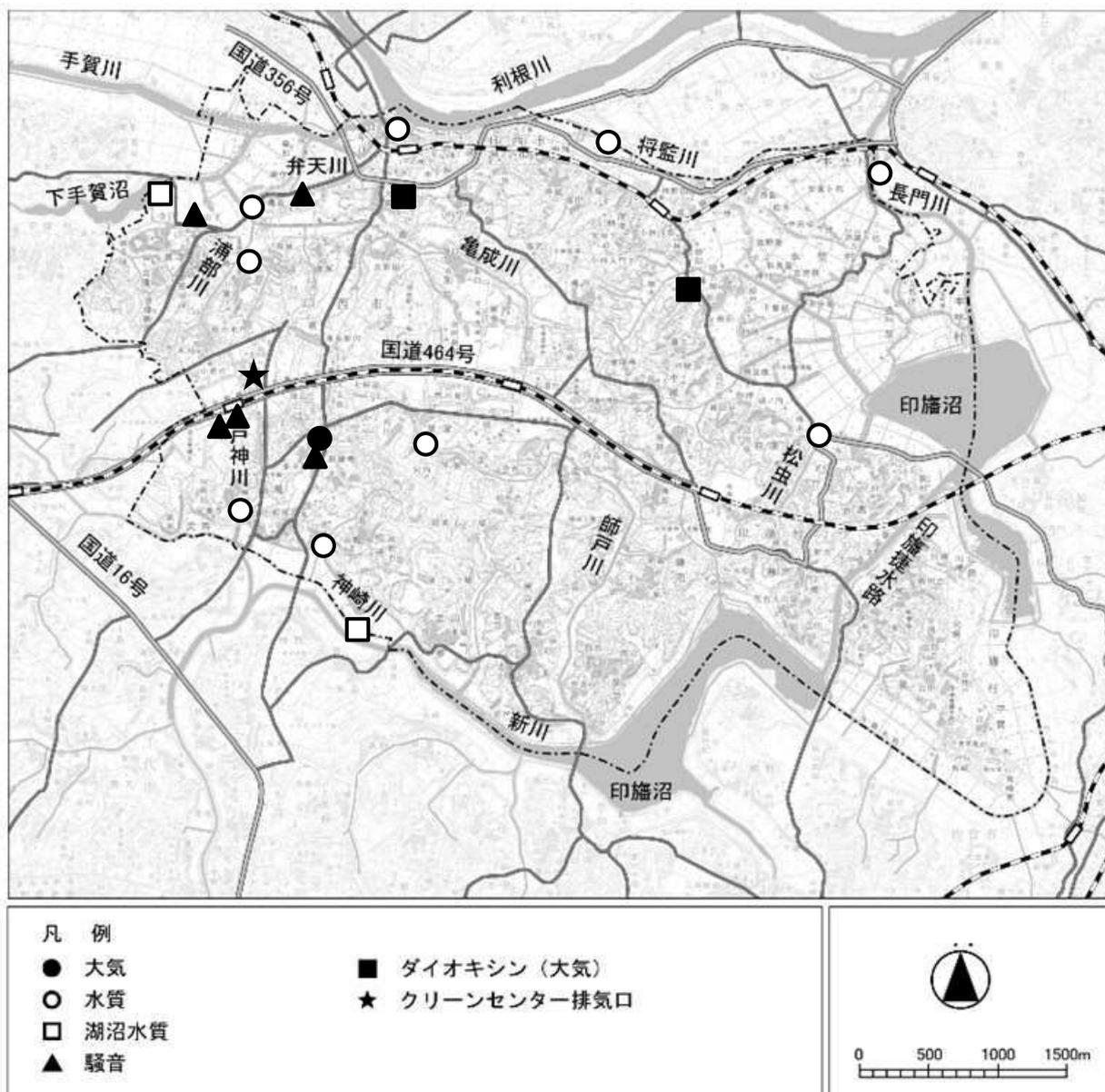
No.	施設名	平成 23 年 6 月 13 日～6 月 16 日				令和 3 年 1 月 8 日～2 月 12 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
31	旧大森幼稚園	H23.6.14	0.467	0.364	0.359	R3.1.22	0.053	0.052	0.045
32	瀬戸幼稚園	H23.6.15	0.142	0.159	0.168	R3.1.22	0.052	0.051	0.044
33	もとの幼稚園	H23.6.15	0.452	0.431	0.422	R3.1.22	0.055	0.055	0.049
34	旧木下保育園	H23.6.13	0.205	0.234	0.217	R3.1.8	0.058	0.061	0.052
35	旧大森保育園	H23.6.13	0.172	0.202	0.192	R3.1.8	0.052	0.074	0.061
36	内野保育園	H23.6.13	0.123	0.121	0.125	R3.1.13	0.050	0.055	0.058
37	木刈保育園	H23.6.13	0.251	0.235	0.213	R3.1.13	0.050	0.060	0.055
38	高花保育園	H23.6.13	0.431	0.342	0.311	R3.1.15	0.062	0.062	0.058
39	西の原保育園	H23.6.13	0.277	0.211	0.187	R3.1.18	0.048	0.048	0.058
40	もとの保育園	H23.6.13	0.300	0.270	0.224	R3.1.20	0.065	0.058	0.055
41	保健福祉センター	—	—	—	—	R3.2.12	0.045	0.051	0.049
42	総合福祉センター	—	—	—	—	R3.2.1	0.046	0.043	0.050
43	大塚前公園	H23.6.16	0.585	0.466	0.455	R3.1.28	0.060	0.056	0.058
44	印旛中央公園	H23.6.16	0.287	0.301	0.328	R3.1.22	0.053	0.047	0.054
45	大門下児童公園	H23.6.16	0.473	0.417	0.384	R3.1.20	0.067	0.061	0.060
46	松山下公園	H23.6.16	0.355	0.361	0.380	R3.1.25	0.105	0.097	0.087
47	草深公園	H23.6.16	0.345	0.300	0.309	R3.1.27	0.062	0.075	0.073
48	滝野公園	H23.6.16	0.304	0.282	0.282	R3.1.15	0.075	0.083	0.077

備考) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料: 環境保全課

市内の環境調査地点

●環境指標の進捗状況把握に伴う調査の調査地点位置図（令和2年度）



環境基準等

■ 大気関係

●千葉県環境目標値

物質	目標値
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値の年間 98%値が ^g 0.04ppm

●大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が ^g 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が ^g 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が ^g 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

●環境基準の評価方法(要約)

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の 2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	短期的評価	長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

■ 水質関係

●健康項目に関する環境基準(年間平均値)

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下*
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下*
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

達成期間:直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

該当水域:全公共用水域

備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、昭和 45 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 1 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- * カドミウムの環境基準は、平成 23 年 10 月 27 日に改正された。(旧基準値:0.01mg/L 以下)
* トリクロロエチレンの環境基準は、平成 26 年 11 月 17 日に改正された。(旧基準値:0.03mg/L 以下)

●生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の 適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水産1級水 浴及びB以 下の欄に掲 げるもの	水道3級 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	水道3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2級農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水3 級環境保 全
項目						
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.0~8.5	6.0~8.5
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL 以下	1,000MPN /100mL 以下	5,000MPN /100mL 以下			

該当水域:全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域
備考) 基準値は、日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注)
- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級: 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

■ダイオキシン類関係

●ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

大気	水質	土壌	河川底質
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下	1,000pg-TEQ/g 以下	150pg-TEQ/g 以下

■ 騒音・振動関係

●騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

備考) 工業専用地域については適用されない。

●道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

●幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- (注)
- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

●自動車騒音に係る区域の区分と要請限度

地域の区分	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路の面する区域	60dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路の面する区域	75dB	70dB

備考)

要請限度:自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、公安委員会などに防止措置を要請することができる数値。

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域:専ら住居の用に供される地域
- 2 b区域:主として住居の用に供される地域
- 3 c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

●自動車騒音に係る幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75dB 以下	70dB 以下

●道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		65dB	60dB
第2種区域		70dB	65dB

備考)

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

■ 土壌関係

● 土壌の汚染に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考)

1 環境検液とは、土壌を 10 倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

■ 地下水関係

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。